

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		交通政策課が所管する事業用地に係る行政財産目的外使用許可
根拠条例・規則等名 条 項		地方自治法、さいたま市財産規則、 法第 238 条の 4 第 7 項、規則第 21 条
所 管 部 課		都市局 都市計画部 交通政策課 (電話: 048-829-1053)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市財産規則第 21 条及び行政財産目的外使用許可事務取扱要領第 4 に基づき審査を行っている。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 令和 3 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	行政財産目的外使用許可事務取扱要領に基づき 20 日 (休日を除く。)
	設定等年月日	平成 1 3 年 9 月 2 7 日設定 平成 3 0 年 4 月 1 日最終改正
備 考		